

「2014年度 分権型社会を支える地域経済財政システム研究会」

運営要綱

第1 目的

近年、地方税の減税や廃止の要求が相次いでなされ、(自動車取得税の廃止等に見られるように) その一部はすでに実施に移されるようになってきている。さらに、国においては所謂「成長戦略」の推進とともに、日本経済の国際競争力を向上させるため、(地方税分を含む) 法人実効税率をさらに引き下げの方針が決定されている。他方、消費税率の段階的な引き上げによって地方自治体全体では税収増が見込まれるものの、このことがかえって従来からある様々な地方税の引き下げや廃止を求める一つの論拠ともなっている。

このようにわが国における最近の税制改革の大きな焦点は今や地方税改革となっており、その意味においてわが国の地方税制は歴史的な岐路を迎えつつあるものと考えられる。こうした動きは都市自治体にとっても看過しえないものであり、今後の税制改革の動向によっては大きな影響がもたらされることが予想される。すなわち、こうした地方税のさらなる引き下げや廃止が実施に移された場合、自治体の自主財源の減少のみならず、個別の自治体財政の運営にもより一層の支障が出てくる可能性が懸念される。

そこで、本研究会では、2014年度は「地方法人課税および地方消費課税に係る税制改革が都市財政へ与える影響」をテーマとし、わが国における税制改革の先例等を取り上げ、こうした改革が都市自治体に与える影響について調査研究を行うこととする。とりわけ、こうした過去の改革が個別の都市自治体(人口規模別・都市制度区分別に抽出)に税収面でいかなる影響を及ぼしてきたのかという点を重視し、今後のわが国の税制改革のあり方や都市自治体の行財政運営に資する知見を得ることを目的とする。

第2 名称

名称は、「2014年度 分権型社会を支える地域経済財政システム研究会」(以下「研究会」という。)とする。

第3 構成

- (1) 研究会に委員長と副委員長をそれぞれ1名置く。
- (2) 委員長は研究会を統括する。

- (3) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
- (4) 研究会の委員は別に定める。

第 4 議事

- (1) 研究会の会議は、委員長が招集する。
- (2) 委員長は、必要があると認めるときは、学識経験者等に研究会への出席を求め、その意見を聞くことができる。

第 5 設置期間

研究会の設置期間は設置の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

第 6 その他

- (1) 研究会の事務局は、公益財団法人日本都市センター 研究室に置く。
- (2) この要綱に定めるもののほか、研究会の運営その他必要な事項は、委員長が別に定める。
- (3) 議事の概要及び資料は、原則として公益財団法人日本都市センターのホームページにおいて公開する。